

附 則

(施行期日)

第1 この要綱は、平成元年7月10日から施行する。

(任期の特例)

第2 この要綱の施行後、初めて任命する委員の任期については、第4の規定にかかわらず平成3年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。